

## 企業版ふるさと納税の効果検証

### 1 制度の概要

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）は、国が認定した地方公共団体の地方創生事業に対して、企業が寄附を行った場合に、寄附額の6割相当額を法人関係税（法人事業税、法人住民税、法人税）から税額控除する制度である。

この制度を活用することで、寄附企業は、損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、最大で寄附額の約9割が軽減されることとなる。また、寄附を受けた地方公共団体は、寄附を財源とした地方創生事業の実施が可能となる。

ただし、「寄附額が10万円以上であること」かつ「企業の本社が町外にあること」が要件である。

### 2 本町における企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の認定

国では、地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、令和元年度、企業版ふるさと納税について、税額控除割合の引上げや手続の簡素化等の大幅な制度改正を行った。

制度を活用するためには、地方創生事業を記載した地域再生計画を策定し、国から認定を受ける必要があるが、制度改正により、個別の事業ごとの認定から、地方版総合戦略の転記・抜粋による包括的な地域再生計画の認定を受けることが可能となった。

本町では、第2期那賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略と同一の事業を制度対象事業とした「那賀町まち・ひと・しごと創生推進計画」を策定し、令和2年7月3日に国から認定を受けている。

### 3 寄附状況

令和3年度における寄附の状況は下記のとおりである。

寄附件数計	1件
寄附金計	500,000円

（事業別寄附状況）

事業名	令和3年度那賀町ふるさとシェアオフィス備品購入事業
事業費	2,095,170円
事業概要	感染症拡大により打撃を受けた地域経済を回復するため、来町者の増加施策として、働き方を模索する企業等向けに旧桜谷小学校を改修したシェアオフィスの事務机、椅子等の備品購入。

寄附受領日	寄附企業名	寄附金額
令和3年7月27日	非公表	500,000円

#### 4 関連する重要業績評価指標(KPI)の進捗状況

サテライトオフィス等の企業誘致数

目標値	5年間で1事業所増
実績値	令和3年度末で2事業所増

#### 5 事業効果等

国から認定を受けた初年度である令和2年度は寄附が無かったが、当該年度は1件500千円の寄附があった。寄附を活用してシェアオフィスの備品を購入したことにより、オフィスの貸し出しが可能となった。

#### 6 今後の取組み

本事業は、令和2年度から令和6年度までの5年間の事業である。

本町の地方創生の実現に向け、引き続き制度の利用促進と取組みの推進を図る。